

広島市告示第 34 号

令和 8 年 1 月 29 日

広島市市営駐車場条例（昭和 45 年広島市条例第 13 号）第 6 条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営鶴見町第二駐車場	2 区画	令和 8 年 2 月 11 日（水）午後 5 時から 同月 12 日（木）午後 5 時まで

2 休止する理由

平和大通り公園整備工事に伴う給水管接続作業に当たって、駐車場の一部区画（21 区画中 2 区画）への車両の入出庫ができなくなるため。